

下水道料金はどのように決まるの？

下水道料金は、基本的に水道メーター検針で計量された水道使用量と同じ水量を下水道使用量とみなし、その使用量をもとに計算しています。基本料金と従量料金があります。

	水 量	料 金
基本料金	10㎡まで	610円
	10㎡を超え 30㎡まで	82円
従量料金 (1㎡あたり)	30㎡を超え 50㎡まで	97円
	50㎡を超え 100㎡まで	132円
	100㎡を超え 300㎡まで	158円
	300㎡を超え 1000㎡まで	192円
	1000㎡を超え 8000㎡まで	201円
	8000㎡を超えるもの	210円

《下水道料金の計算方法》

たとえば……

27㎡ご利用の場合の下水道料金は…

(計算方法)

10㎡まで (基本料金) 610円
10㎡を超え27㎡まで (従量料金) 82円×17=1394円

合 計 610 + 1394 = 2004円 (内消費税95円)

※上下水道料金の早見表は上下水道局のホームページからご覧いただけます。

Q 下水道料金は何に使われているの？

A お客様からいただいた下水道料金は下水管の補修・清掃などの維持管理につかわれます。また、那覇市で集められた汚水は県の下水処理場(那覇浄化センター)できれいにするため、県に処理料金を支払っています。

ご使用水量等のお知らせ

水道番号 1234-567-89

検針日 平成19年 7月 1日

住所 那覇市おもろまち1丁目1番1号

使用番 氏名 水道 太郎

料金区分 一般用 世帯用 口座 020 米庁番号 2500

前回検針日 平成19年 5月 1日 検針員 水道 花子

今回検針	153 ㎡	前年度月使用水量	60 ㎡
前回検針(4)	100 ㎡	計回検針水量	56 ㎡
差引水量	53 ㎡	今回ご使用水量	53 ㎡

区 分	6 月 分	7 月 分
上水道使用水量	27 ㎡	26 ㎡
下水道使用水量	27 ㎡	26 ㎡
水 道 料 金	4,574 円	4,342 円
下水道使用料	2,004 円	1,922 円
合 計 金 額	6,578 円	6,264 円

※料金等には、消費税が含まれています。
この通知書は、税関の承認が必要です。

水道料金等納付通知書 (口座振替・自動払込)

口座番号 この項目は個人情報保護のため表示 様

金 種 していません。

納付日 平成 19 年 3 月 分 振替日 5 月 6 日

水道料金	水量	26 ㎡	4,342 円
下水道料金	水量	26 ㎡	1,922 円
合計金額			6,264 円

口座番号 この項目は個人情報保護のため表示 様

金 種 していません。

納付日 平成 19 年 4 月 分 振替日 6 月 6 日

水道料金	水量	26 ㎡	4,342 円
下水道料金	水量	26 ㎡	1,922 円
合計金額			6,264 円

上記のとおりご指定の口座から振替(自動払込)をさせていただきます。

那覇市上下水道局企業出納員

お問い合わせは
料金課 ☎ 941-7804

※領収書は別途発行いたします。

トイレの水洗化(下水道への接続)は3年以内に

公共下水道工事が完成して供用開始の公示がなされますと、下水を処理すべき区域(処理区域)内の建築物所有者等は公共下水道につなぐ排水設備工事を速やかに行ってくださいことになります。

汲み取り式便所は公示後3年以内に水洗トイレに改造することが下水道法で義務付けられています。

また、浄化槽を利用されているご家庭でも、那覇市下水道条例で3年以内に公共下水道につなぐための工事を行わなければなりません。

○排水設備は建築物の所有者が設置します。

公道にある公共下水道は那覇市上下水道局で施工しますが、トイレ、台所、風呂場などから出る汚水を公共下水道に流すため、宅地内に布設する排水設備(排水管、枡)の工事は建築物の所有者が行います。



お問い合わせは
給排水設備課 排水設備係
☎ 941-7810